

### Q11-3.休眠会社について教えてください。

台湾においては「停業」という制度があり、会社を休眠化することができます。停業は、1ヶ月以上営業を停止する場合、事前に經濟部に届け出て、営業停止状態を登記することができる制度です。台湾においては会社法上は6ヶ月以上にわたり営業が行われていない場合は、中央主務機関は自ら、もしくは利害関係者の申し立てによって、解散を命じることができる、とされていますが(会社法第10条)、停業登記すれば強制解散の対象にはなりません。したがって、長期にわたり活動休止状態になる場合は、休眠状態にあたる「停業」登記を行い、休眠会社化することが1つの選択肢となります。

なお、停業開始、業務再開はともに經濟部への申請、税務当局への届け出が必要となります。また、1回の停業期間は、1年を超えてはならない(商業登記法第17条)とされており、業種(営業項目)によっては、回数制限があります。

停業には、法人格を維持しているため、必要であれば業務再開がスピーディにできること、会社名を他社に使われるのを防ぐことができることなどのメリットがあります。

#### お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や資誠聯合會計師事務所(PwC台湾)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。